

令和4年度 第1回美濃地区教科用図書採択協議会議事録

- | | |
|-------|------------------------|
| ・ 日 時 | 令和4年7月8日（金）午前10時～午前11時 |
| ・ 場 所 | 日本まん真ん中センター 視聴覚室 |
| ・ 出席者 | 岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会委員 |

【司会】

- ・ 本協議会事務局として、本日司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ・ 開会に先立ちまして、令和4年度的美濃地区教科用図書採択協議会の会長を、郡上市教育委員会教育長熊田様、副会長を美濃市教育委員会教育長島田様にお願ひし、承認していただいておりますことをご確認させていただきます。
- ・ それでは、まず始めに、熊田会長から、本協議会設置・運営方針に関する承認の報告及び提案をしていただきます。

【会長】

- ・ 美濃地区教育長会での決定に基づき、4月に各市教育局委員会に「令和4年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」の議決を依頼しましたところ、美濃地区3市教育局委員会にて承認の議決がなされ、全ての市より承認書が届いていることを御報告します。
- ・ 続きまして、岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約について、一部改正について提案させていただきます。お手元の資料6ページの「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約（案）」の第7条2をご覧ください。これまで、「会長は、会長に事故があるときに、その職務を代理する委員をあらかじめ指名する」とありましたが、緊急時において、速やかに職務の移行を進めるため、表記のように「会長に事故があったときには、副会長がその職務を代理する。」と改正を提案いたします。改正案について、ご承認いただきたいと思ひます。改正案について、事務局お願ひします。

【司会】

- ・ ご質問がありましたらお願ひします。

【委員】

- ・ この改正案につきまして、お伺ひしたいのですが、副会長の職務を代理するということになっていますが、例えば今回、郡上市の教育長に何かあった場合に、関市の教育長が、変わられてやられるということですが、そうしますと事務局は、会長の所属する教育局委員会に置くこととなりますので、事務局自体もまた他市の教育局委員会に移るということによろしかったでしょうか。

【会長】

- ・ このことについては、資料2ページを見ていただくと、第10条2、本協議会の事務局は、会長が所属する教育局委員会に置くという文言があります。例えば、今回私が会長になったので、その教育局委員会に事務局を置くということが決まりますが、もし私に事故があった場合は、その代理を副会長にお願ひ

いするというので、会長代理ですから、会長とは違うわけです。会長は私ですから、会長であった私の教育委員会に事務局を置くことで、よろしいと思っておりますがどうでしょうか。

【委員】

- ・わかりました。

【司会】

- ・よろしいですか。事務局がずっと今年 1 年仕事をしておりますので、その方がスムーズに進んでいくと思いますので、ご了承ください。
- ・その他ご質問は、よろしいでしょうか。よろしければ拍手をもってご承認いただきたいと思っております。拍手多数で改正案は承認されました。従って、「案」を消して下さい。

【司会】

- ・それでは、資料 6 ページの岐阜県教科用図書の地区採択協議会規約第 5 条により選出されました委員の皆様へ委嘱状をお渡しします。本来ならば、お一人お一人に熊田会長よりお渡しいただくべきですが、時間の都合上、本日机の上に置かせていただきました。
- ・また、本日の会は、規約第 9 条から、委員の半数以上の方に出席していただいておりますので、会として成立していることを確認させていただきます。
- ・本協議会委員の皆様方のご紹介につきましては、資料 1 ページをご覧ください。この資料の「令和 4 年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会委員名簿」でもって紹介とさせていただきます。

【司会】

- ・では改めまして、ただいまから「令和 4 年度第 1 回岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会」を始めます。
- ・本日の協議会は 2 部構成になっています。前半は、採択協議会の設置、運営方針について経過報告および審議をいたします。後半は、採択協議会を行います。前半の議長は会長の熊田様にお願いいたします。それではご挨拶を含めて、採択協議会会長、熊田様に議長をお渡しします。

【会長】

- ・郡上市教育委員会教育長の熊田でございます。令和 4 年度を岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会の会長を務めさせていただきます。皆様のご協力をいただき本協議会の議事が円滑に進行できるようにしています。
- ・本協議会は学校教育における「主たる教材」としての「教科書」を、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて決定していく重要な役割を担っております。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・それではお手元の資料に従いまして、議事を進行させていただきます。議事の提案を本協議会事務局の郡上市教育委員会市原学校教育課長にお願いいたします。

【事務局】

- ・初めに、経過等報告として「本協議会の設置の根拠及び目的」について、並びに「採択基準」について説明いたします。

「(1) 本協議会の設置の根拠及び目的」

- ・本協議会は、8ページの「令和5年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」にある「3 共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項」、6ページの「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約」、及び4ページの「令和4年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」に基づき設置されています。
- ・6ページを御覧ください。この「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約」は、附則にあります。先ほど承認いただきましたので、令和4年7月8日施行となっています。第1条には、本協議会の名称について、第2条には、本協議会の属する採択地区について示されています。第5条には、本協議会委員21名の構成について示されています。
- ・続いて、資料の4ページを御覧ください。「令和4年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」は、3市の教育委員会において承認いただいております。
- ・「1 設置」の(4)には、本協議会の事務局は、所属する教育委員会に置かれることが示されています。よって、郡上市教育委員会に置かれることとなりますので、確認させていただきます。
- ・また、目的については、6ページの規約第3条にありますように、採択地区内の関係市教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないという。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条5項に基づいています。
- ・以上が、「本協議会の設置の根拠及び目的」についてです。

「(2) 採択基準について」

- ・次に、採択基準について説明いたします。資料の8ページを御覧ください。これは、岐阜県の「令和5年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」です。
- ・「1 基本方針」の(2)を御覧ください。ここには、審議や調査等について、採択の公正確保に努めることが示されています。
- ・文部科学省は、公正な採択が確保されるよう、発行者や採択関係者に指導を行っています。さらに、教科書協会でも、過大な宣伝行為を抑制するために、「教科書発行者行動規範」を定めるなど、教科書業者における取り組みも行われております。
- ・教科書は、極めて公共性が高く、国民の税金により無償に措置されることから、教科書採択は、重要な行為であり、いかなる疑惑の目が向けられないことがないよう、静ひつな環境で進められるよう措置がとられていることを御理解いただきたいと思います。
- ・次に、「2 採択に当たっての留意事項」の(1)を御覧ください。小・中学校用教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に令和4年度と同一の教科書を採択しなければならないとされています。以上が採択基準についてです。
- ・申し訳ございません。令和5年度使用の教科用図書の採択基準の(1)のところの、年度がずれておりますので、大変申し訳ございませんが修正をお願いいたします。これは来年度の教科書を、採択することですので、(1) 令和5年度においては、学校教育法附則第9条1項の規定により、教科書以

外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和 4 年度となりますのでよろしくお願いいたします。(2) の令和 4 年度においてはというところも 5 年度にお直してください。下の基本的に令和 3 年度と同一のということも書いてありますが、(2) においても、4 年度と同一の教科書を採択しなければならないということに直していただきたいと思います。

【会長】

- ・それでは、ただいま事務局より、本会の設置の根拠および目的並びに採択基準について説明していただきましたが質問はございませんか。
- ・次に、審議事項に入ります。はじめに採択日程について、事務局により提案をお願いいたします。

【事務局】

「(1) 採択日程について」

- ・教科書採択に関する日程について、簡単に説明をします。6月10日からの14日間、美濃教育事務所にある美濃教科書センター、関市役所内にある関分館、美濃市図書館にある美濃分館、郡上市図書館はちまん分館にある郡上分館で教科書展示会を行いました。資料13ページが見本本の一覧です。本日、皆様の左側の壁側に、今年度も使用している教科書を並べさせていただきました。これがこの一覧にある教科書となります。
- ・本日7月8日、第1回美濃地区採択協議会において、採択協議を行います。本日、後半に行う協議会において意見が整わなかった場合には、4ページの令和4年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置運営方針の運営方針4にありますように、会長の判断で、多数決により採決することになっております。その後、(5)にありますように、8月5日までに、各市教育委員会において、美濃地区教科用図書採択案をもとに、令和5年度使用教科用図書の議決をお願いすることになります。ただし、(5)の協議結果が第1回美濃地区採択協議会の採決と一致しなかった市があった場合は、(6)にありますように、会長が第2回美濃地区採択協議会を招集し、これをもって各市の採択結果と一致させます。その後、各市教育委員会は、第2回美濃地区採択協議会の翌日から、8月19日までに採択を議決し、本協議会会長に報告します。関係市教育委員会の採択が終了することにより、地区採択が完了したものとします。なお、(7)にありますように、本協議会は、次年度の第1回協議会をもって解散することとなります。

【会長】

- ・採択日程について質問等はありませんか。よろしければ、拍手をもってご承認をいただきたいと思えます。拍手多数でこの件は承認されました。
- ・次に予算書および分担金について提案をお願いいたします。

【事務局】

- ・それでは、(2) 予算書および分担金について、資料の10ページをご覧ください。今年度の協議会の予算書をこのように作成しました。総予算額4万7928円を規約第13条に基づき、学校数や児童生徒数で算出した分担金として、3市それぞれに納付していただきます。今年度の分担金は、関市が2万

548 円。美濃市が 1 万 824 円。郡上市が 1 万 6556 円となっています。

【会長】

- ・それでは予算書および分担金についてご意見等はございませんか。よろしければ拍手をもってご承認をいただきたいと思います。拍手多数でこの件は承認されました。以上で審議事項を終わります。
- ・ここからは議長を事務局にお返しいたします。

【事務局】

- ・では、これより後半の採択協議に移ります。令和 5 年度、小学校および中学校教科書の採択については、無償措置法施行令第 15 条第 1 項の規定により、基本的に令和 4 年度と同一の教科書を採択しなければならないとされています。令和 4 年度教科用図書は、資料 14 ページから 15 ページにあるようです。このようになっております。どの教科書においても、各校で、有効に使用されていることを教育委員会等が行っている学校訪問等で確認をさせていただいております。
- ・令和 5 年度も同一の教科書を採択ということでよろしければ拍手をもってご承認をいただきたいと思っております。どうでしょうか？拍手多数で、この件は承認されました。
- ・これをもちまして、全ての議事を終了いたします。続いて、事務局より諸連絡をいたします。

【事務局】

- ・失礼します。3 点連絡をいたします。一つ目です。お手元の資料についてです。本日お渡しいたしました、委嘱状のみお持ち帰りいただきまして、委嘱状以外の資料については、その場に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。二つ目は、旅費についてです。資料 12 ページの一覧表に基づいて支給させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。三つ目です。9 月 1 日以降美濃地区教科用図書採択関係の情報については、情報公開対象となります。各市の情報公開条例に基づいて適切に公開がなされるようお願いいたします。以上です。

【事務局】

- ・最後になりましたが、公正確保を図るために、8 月 31 日までは、本協議会の日時、場所、委員の氏名、内容について、一切公表や他言することのないよう、特段のご配慮をお願いいたします。
- ・これをもちまして、令和 4 年度第 1 回岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会を終わります。本日はどうもありがとうございました。

【委員】

- ・一つよろしいですか。先ほどの 8 ページの、4 年、3 年というのは、このままでいいのではないのでしょうか。令和 4 年度の採択協議会が今日です。5 年度の使用の教科書を採択する今日の会は、3 年度の採択協議会と同じものを採択しなければいけないということで、この通りでいいと思います。

【会長】

- ・これでいいですね。4 年度に採択するものがということですね。失礼しました。

【事務局】

- ・すみません。事務局がしっかり理解してなくて申し訳ありません。
- ・では、資料8ページにあります、訂正していただいた点について、元のままの通りということです。ありがとうございます。
- ・それではよろしいでしょうか？それでは、大変というところまで足をお運びいただきましてありがとうございました。これにて会を閉じたいと思います。どうも今日はありがとうございました。